

船舶インシデント調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成29年11月28日 08時40分ごろ
発生場所	青森県平内町茂浦漁港北西方沖 茂浦港西防波堤灯台から真方位315° 1.1海里付近 (概位 北緯40° 57.4′ 東経140° 51.2′)
インシデントの概要	小型兼用船あゆ丸は、航行中、船外機が停止した後、船長が船外機を始動することができず、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年12月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 あゆ丸、0.5トン AM3-35666（漁船登録番号）、個人所有 第212-13617号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場へ向けて航行中、船長が漂泊しようとして船外機の回転数を下げた際、船外機が停止した。</p> <p>船長は、電動又は手動のいずれの方法でも、船外機を始動することができなかったので、自力での航行が不能と判断し、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会平内町救難所茂浦支所の所属船にえい航されて茂浦漁港に入港した。</p> <p>本船は、入港後、海上保安官が気化器（燃料と空気の混合気を作る装置）の‘無負荷時の回転数の調整’（以下「アイドル調整」という。）を行ったところ、船外機が始動した。</p> <p>船長は、本インシデントの半月程前、機関整備業者に依頼して船外機の開放整備を行っていたが、気化器のアイドル調整の方法を知らなかった。</p> <p>船長は、出発時、暖機運転を行った後、航行を開始したものの、発航前に船外機の異常を認めなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、航行中、気化器のアイドル調整が不良であったことから、低回転数とした際に船外機が停止し、その後、船長が船外機を始

	<p>動することができず、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>船長は、気化器のアイドル調整の方法を知らなかったことから、船外機を始動できなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、気化器のアイドル調整が不良であったため、低回転数とした際に船外機が停止し、その後、船長が船外機を始動することができなかったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・電子制御式でない船外機の気化器については、温度、湿度、気圧等の影響を受けるので、アイドル調整の方法を理解しておくことが望ましい。